

地方消費税引上げ分が充てられる社会保障施策に要する経費

別 添

地方消費税8%への引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策の財源とし、その充当について決算の説明資料において明らかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

(歳入)
地方消費税交付金 (社会保障財源化分) 18,677 千円

(歳出)
【社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地 方消費税(社会 保障財源化分)	その他	
保健衛生	児童福祉医療費	21,919	9,192			12,727	
	予防費	5,815				5,815	
	健康診査事業費	4,427	135		277	135	3,880
合 計	32,161	9,327	0	277	18,677	3,880	